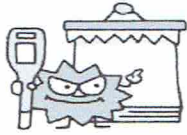


## インフルエンザ・・・出席停止ってなあに？

「出席停止」とは、学校保健安全法という法律で決められている感染症にかかった場合、他の人にうつさない（感染防止）ために、登校ができません。しかし、お休みしても病気がつかいには、なりません。ただし、学校へ連絡をいただいた日より「出席停止」とさせていただきます。

出席停止期間



発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

解熱とは  
ねつがさがること

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発症	解熱				登校OK!	
発症	発症		解熱			登校OK!	
発症	発症	発症	発症	解熱		登校OK!	



### 「解熱した後、2日を経過するまで」のわけ

インフルエンザウイルスに感染すると、1～3日の潜伏期間の後、急に発症（発熱）します。感染した人からウイルスがでるのは、発症前の1日と、発熱期間（3～5日くらい）、そして、解熱後2日間くらいです。



### 「解熱した後、5日を経過するまで」のわけ

インフルエンザ治療薬を飲むと、ウイルスが残ったままでも2日くらいで熱が下がることがあります。この場合、解熱後2日をすぎても感染力が続くため、「発症した後、5日を経過」するまでは「出席停止」となります。

## インフルエンザやかぜにまけないためには！

- 十分なえいようとすいみんをとる
- 人ごみはさける
- ウイルスや菌は防げませんが、吸いこむ空気をしめらせ、のどや鼻の粘膜を守ったり、人にうつすことを防いだりできます。  
マスクをかける
- やすみじかんはまどをあけよう  
へやの換気にきをつける
- 帰ったら手を洗おう  
ガラガラ  
てあら手洗いとうがいをする